

第三十九回国会 衆議院 災害対策特別委員会 議 録 第 八 号

昭和三十六年十月十七日(火曜日)

午後二時五十六分開議

出席委員

委員長 濱地 文平君

理事秋山 利恭君 理事生田 宏一君

理事永田 亮一君 理事古川 丈吉君

理事中野 秀男君 理事岡本 隆一君

理事角屋堅次郎君 理事下平 正一君

大倉 三郎君 岡本 茂君

金子 一平君 上林山榮吉君

岸本 義廣君 薩摩 雄次君

首藤 新八君 正示啓次郎君

壽原 正一君 辻 寛一君

原田 憲君 前田 義雄君

宮澤 龍男君 淡谷 悠蔵君

石田 有全君 五島 虎雄君

島本 虎三君 辻原 弘市君

檜崎弥之助君 肥田 次郎君

八木 一男君 玉置 一徳君

出席閣僚大臣

内閣総理大臣 池田 勇人君

建設大臣 中村 梅吉君

自治大臣 安井 謙君

出席政府委員

大蔵政務次官 天野 公義君

大蔵事務官 村上孝太郎君

(主計局次長)

文部政務次官 長谷川 峻君

厚生事務官 太宰 博邦君

(社会局長)

農林政務次官 中馬 辰猪君

通商産業政務次官 森 清君

運輸政務次官 有馬 英治君

気象庁長官 和達 清夫君

建設事務官 關盛 吉雄君

(計画局長)

建設技官 山内 一郎君
(河川局長)

十月十七日

委員遠藤三郎君辞任につき、その補欠として壽原正一君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害又は同年九月の風水害に伴う公営住宅法の特例等に関する法律案(内閣提出第五四号)

昭和三十六年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案(内閣提出第五七号)

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案(内閣提出第五九号)

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案(内閣提出第六三三号)

の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案(内閣提出第六四号)

昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出第五二二号)

昭和三十六年六月及び八月の豪雨による堆積土砂並びに同年六月、七月及び八月の豪雨による湛水の排除に関する特別措置法案(内閣提出第五三三号)

○濱地委員長 これより会議を開きます。

前会に引き続き、昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案外六件を一括議題とし、質疑を行ないます。

内閣総理大臣の御出席を得ましたので、この際、質疑を許します。辻原弘市君。

○辻原委員 今回の第二室戸台風を中心にいたしまして、当特別委員会に初めて総理が御出席になりましたので、重要な二、三の問題について、総理大臣から政府の所信として伺いをいたしておきたいと思ひます。

私が第一番に、総理から特に政府としての誠意ある答弁を求めたい問題は、打ち続く災害の中で、公共事業そ

の他に対する手当は、最近に至りましては、国会におきましても、また政府においても、地方公共団体におきましても、かなり努力をいたしまして、その手当をいたしてありますけれども、国民が実質的にみずからの生活権を奪われておるといふこの個人的災害については、今日災害対策としてはきわめて不十分であります。特に今回の第二室戸台風を考へてみますと、一般にこういふことが言われております。

今度の第二室戸台風は貧乏台風だ、こゝろ言つておる。その意味合いといふものは、お考えになればよくおわかりだと思ひますが、雨よりも大きな風、しかも、予想しがたいような高波、こういふものにぶちつけられて甚大な被害を受けた国民といふものは、どちらかと申せば、その被害の程度は、比較的低所得の階層の人々に手痛く当たつたといふことであります。言いかえてみれば、海岸線の漁業地帯、あるいは農山村におきましても、比較的に家の程度が悪い、そういう備へての十分でござらないような住民に対して、手痛く当たつたといふことであります。また、住宅街にいたしまして、近代的名な堅牢な住宅設備をなしておるところは、比較的その被害は少なかったものでございまして、集団住宅の中でも程度が悪い地域には、ちよつと一般に予想しがたいような大きな被害を与えておるといふところに、貧乏人にとつてはまさに泣きつらにハチだといふのが、今回第二室戸台風によって被害を受けた人々の異口同音の口吻であります。そういう点から、私どもとしましては、こうした低所得の階層の人々に早く立ち上がつてもらふためにも、単に公共事業その他の復旧だけでは、これはほんとうの災害対策にはならない。従つて、この際、政府としても、また国会としても、何らかの措置、方法によつて、個人の災害を救う意味の諸施策をやつて、一日も早く災害から立ち上がつて、完全な生業につぎ得るやうに、そういう方途を講ずべきでないかといふのが、私どもの主張でありまして、この点、先般官房長官にもお伺いをいたしまして、ところ、今までは政府としてもその点については明確な結論を出しておらないが、最近部内においても必要だといふ空氣が生まれてきておる、だから慎重に一つ検討いたしたい、こゝろいふ答弁があつたのであります。が、われわれ社会党といたしましては、かつての伊勢湾台風から今日まで、何とかこの種の立法をいたしたいといふことで、国会にも提出をいたしておる。しかし、いまだ、政府は、この個人災害といふことについてははつきりした態度の表示がないのであります。この機会に、特に個人災害が顯著であつた第二室戸台風の被害の中で、何とかあたたかい氣持でもつてこれらの人々への救済の手を伸ばす、そういう方針をおとりになれないものであるかどうか、政府の所信を総理から私は承つておきたいと思ひます。

○池田国務大臣 災害の形態によりまして、公共土木災害が非常に多かった、あるいは今回のように海岸地帯の風水害と申しますか、高潮その他の災害、いろいろ災害の種類によって、被害者の状況も一定いたしておりました。しこうして、従来のような風水害ならば公共施設が多かったのでございますが、今回の逆は、公共施設もさることでございますが、個人災害が非常に多いようでございます。従って、個人災害に対して政府が特別の補償をするとかいうことは、昔からいろいろ議論にはなっております。われわれもそういうことに頭から反対するものではないでございますが、財政の状況、その他公平の原則等から、なかなか案が見当たりにくいのでございます。従いまして、今回は、伊勢湾台風におけると大体同様でございますが、それに準じまして、大体似た方向で個人災害の救済に当たっていく、その点につきまして、世帯更生資金の貸付とか、母子福祉貸付金の方法とか、そういう点で考えていきたいと思っておりますのであります。個人災害に対して抜本的な政府の補償ということは、今のところなかなか困難ではないかと思ひます。

○辻原委員 私は、この個人災害をどうするかというところは、単に財政の問題ではないと思ひます。財政の問題だけでなく、その必要を認めるかどうかという、ものの考え方の上にも、その結論が出てくるものであると考えておるのである、ただいま総理の御答へによれば、財政上の問題を主たる理由として、個人災害は、今日の段階では政府としてはとる方針を考へておられない、こういう答弁でありました

が、災害対策という以上、ただ公共土木事業あるいは農林水産その他の在来災害のみを対象としておつたのでは、累次災害を受けるような地域にあつては、国民自身、住民自身の力といふものは年々低下していき、総理が言われる所得倍増というよりなことも、一面、こうした災害のつど、倍増どころか、その災害によって生活の基盤が失われていく、これこそ、私は深刻な政治問題ではないかと申しておる。だから、これを救ふことこそが、私は、単に金銭という問題ではなくて、工夫してやらなければならぬ大きな責任である。そういう意味合いで、何らかの方法、あるいは生活あるいは生業、そういった資金に対する国の融通の方法もありましようし、あるいは死者その他に対する見舞金もありましようし、あるいは当座の生活資金に対する国としての見舞金、こういう方法もありましようし、いろいろな方法が考えられるが、政府としては、そういった具体的な、個人的な人々の立ち上りに、国としても何らかの援助を与えてやるということについて、あくまでもそれは財政上の理由というところで、これを拒否されるという考え方で終始されるのか、その点をいま一度私は総理大臣から承つておきたいと思ひます。

○池田国務大臣 この財政上の事由といふことは昔から言つておるが、私は、それとも一つ言つておる。やはり個人間の負担の均衡という問題でございます。これは税なんかの負担の均衡とか、補償する場合、私有財産制度を認めた場合におきまして、個人が被害を受けた場合の個々の財産を政府が補償する、償いをするとかいう問題は、財政上の理由、あるいは個人間の均衡等から考へて、なかなかむずかしい。従いまして、その事案に応じて、世帯更生資金とか、母子福祉とか、あるいは中小企業に對する復興資金の貸付限度、あるいは利子補給、いろいろな問題もございましよう。このたびの第二室戸台風におきましては、従来に見ないような果樹の問題も出て参ります。また、直接ではございせんが、聞くところによれば、笹竹の被害、これなどは今まではなかったと思ひますが、こういうものも考へなければいけません。やはりそのときどきによつて、タケノコといったものもその災害の状況に応じてやつていかなければならぬ。伊勢湾台風並みと申しましたが、和歌山県その他漁村の多いところにおきましては、伊勢湾台風で例を見なかつた漁船の修理資金につきましても、チリ津波と同じように見ていかなければならぬものもあるように聞いております。まだ閣議決定はいたしておりませんが、そういう方向でやつていきたい。それはだれだつてお気の毒な方にできるだけの手を伸ばすということでは、何も社会党さんに限つたことではない、われわれもそういうふうに考へておるのですが、いろいろな沿革とか、その他事情等によりまして、なかなかむずかしいから、大きく復旧資金――災害の当座の復旧資金につきましても、できるだけ事速に即応して、立ち上がりやすいような見方をしたい、こゝろ、しかも、同じ事柄につきましても、十年前、十五年前のそれよりは、災害復旧に對しての施策が広がつていったといふことをお考へ願ひたいと思ひます。

る、償いをするとかいう問題は、財政上の理由、あるいは個人間の均衡等から考へて、なかなかむずかしい。従いまして、その事案に応じて、世帯更生資金とか、母子福祉とか、あるいは中小企業に對する復興資金の貸付限度、あるいは利子補給、いろいろな問題もございましよう。このたびの第二室戸台風におきましては、従来に見ないような果樹の問題も出て参ります。また、直接ではございせんが、聞くところによれば、笹竹の被害、これなどは今まではなかったと思ひますが、こういうものも考へなければいけません。やはりそのときどきによつて、タケノコといったものもその災害の状況に応じてやつていかなければならぬ。伊勢湾台風並みと申しましたが、和歌山県その他漁村の多いところにおきましては、伊勢湾台風で例を見なかつた漁船の修理資金につきましても、チリ津波と同じように見ていかなければならぬものもあるように聞いております。まだ閣議決定はいたしておりませんが、そういう方向でやつていきたい。それはだれだつてお気の毒な方にできるだけの手を伸ばすということでは、何も社会党さんに限つたことではない、われわれもそういうふうに考へておるのですが、いろいろな沿革とか、その他事情等によりまして、なかなかむずかしいから、大きく復旧資金――災害の当座の復旧資金につきましても、できるだけ事速に即応して、立ち上がりやすいような見方をしたい、こゝろ、しかも、同じ事柄につきましても、十年前、十五年前のそれよりは、災害復旧に對しての施策が広がつていったといふことをお考へ願ひたいと思ひます。

○辻原委員 これもやつたし、あれもやつた、だから、個人災害はやらぬでもよろしいという議論のように聞かれます。私は、そういうことではない。私は、今の問題について、あながち財政上の理由ばかりではございせん、こゝろ申された。そうすると、国が個人の災害に対して補償することは、いけないう前提に政府は立つてゐるのかどうか、どうも何かそういう面にはこたわつておるやうに私は聞かれます。その点は一体どうなんですか。

○池田国務大臣 そういふ考へ方はやはり認めております。しかし、なかなかむずかしい。どういふところがむずかしいかといつたら、財政上の問題もあるし、また、補償の問題等々がありますので、そういう議論はあります。が、今そういう施策を実行するということはできないといふことを言つておるのであります。

○辻原委員 そうしますと、国が災害に對して個人の被害を救助し、援助していくといふ根本の考へ方については異論がない、個人災害を認めていくといふことには異論はないが、財政上あるいは公平の負担という面において、今直ちにどういふ具体策をとつたらいいかといふことについての結論が出ておらない。今の総理の答弁を裏返して私は解釈しますと、そういうことになりますが、それでよろしうございませうか。

○池田国務大臣 ニュアンスが違ふ。災害その他でそういう考へもあるけれども、われわれは、今の立場として、復旧に對して国が援助していくといふ建前をとつておるのであります。○辻原委員 わからない。私が尋ねて

いるのは、いろいろ言われたので、それじゃ、一体現状は、あなたも言われて、社会党もわれわれも同じことだと言われた。同じなら、われわれが考へるやうに、何かの援助の手を差し伸べていいのじゃないか、こゝろ言つてゐる。そうすると、財政上の理由かといふと、財政上の理由でもない。その他公平の負担、いろいろな問題がある、だから、今としてはやらないうとあなたはおつちやつてゐるから、それならば、根本的な個人災害を補償していくといふことについてのものの考へ方について、私どもと同じやうに考へておられるかと、こゝろ聞いておる。

○池田国務大臣 個人の災害による損害を政府が今補償するといふ建前は、私はとりません。理想としてはそういう考へ方もありましよう。しかし、政府の今考へておることは、個人の災害による損害をできるだけ早く復旧するやうにお助けするといふ程度にまでしかいつていないのであります。

○辻原委員 その考へ方で終始されておるならば、それは総理の答弁も理論的にはわかるのです。しかし、すでに、われわれは、必要を認めたものから、個人の災害についても国が援助しているのです。現実です。農地に對しては、個人災害についても、農地においては個人災害を考へてゐる。あるいは今回われわれは、強く果樹その他の問題についてもこれは考へようとする主張し、大よそその方針を政府もとうとうとしておるならば、個人的な海水をかぶつた、あるいは家をつぶされた、こゝろ、直接的な生活基盤を失つて、あしたから働くというよりも生きていくことに事を欠いてゐる人々について、国がその個人の被害を何らかの方法で援

護していくという事は、決して不思議ではないと言っている。だから、あなたの、個人災害は今これを政府としては見ていこうとは思っておられないという、その根本の考え方というものは、一体どこにあるかというところの発見に私は苦しんでおるから、質問をしたのです。いま一度お願いをしたい。

○池田国務大臣　そういうことは、沿革もありまして、業態の種類にもよるわけでありまして、農地の問題につきましては災害、これは国土復旧と申しますか、昔にやりましたように、だんだん米の問題がやかましくなると、戦後におきましては、政府が相当の復旧の補助をいたしております。しかし、個人の動産、船舶は不動産ではありませんが、そういうものについての災害は、従来は補償しなかつた。で、最近起りました漁船というものが、漁船保険でまかなない切れない、また、漁船保険に入っていないような方々につきましては、先ほど申し上げましたように、その復旧につきまして政府が助成措置をとる、こういうことでございまして、農地をやるから、それじゃ中小企業の商品の損害までみないといふことになりまして、先ほど言ったような理由から、なかなか今それを原則的に認めるというわけにはいかない。しかし、それが復旧のために必要ならば、更生資金の貸付とか、あるいは住宅なら住宅復旧の貸付、あるいは商品その他の被害に対しては、中小企業の復興のための貸付金についての保険の制度の拡充とか、こういった援助を国はいたしますが、もとから国でそれを見てあげ

るというわけにはいかないということ

三・五、二の比率でもってやる、こう

ていきたいという気持は、建設大臣も

になつたかも知れません。しかし、建設大臣が各所へお出しになる通達

を言っておるわけでありまして。○辻原委員　すべての問題について個人補償をしろ、個人的災害のめんどろ

が、次の年にはもうものもくあみに返つたというやうな例が、しばしば見

るものならば繰り上げるといふ考え方も、大体似ておると思いますが、あれ

を上げておるというところでは、おおよそ一つ。○辻原委員　ただいまの点は、私に建

設大臣が答えられました。二ニュアンスと、総理が今三・五・二というものを

が、かなりはつきりしたものだといふふりにおっしゃっている点と、非常

に食い違つておる点に私は思ふので、あらためて建設大臣等の所信もた

だしてみたいと思ひますが、きょうは時間もございますから、その問題に

ついてはこれ以上触れないことにいた

します。○池田国務大臣　若干時間が経過して恐

縮であります。高潮対策についての政府の根本的方針を承つておきたいと

思ひます。伊勢湾のときもそうでありましたが、今回も被害が大きくなつたとい

う主たる理由は、高潮のためであります。風だけの被害では、あれだけ大きな災

害をもたらしたことはなかつた。考えてみると、特に今度の被害の大きかつた伊

勢湾を中心として紀伊水道へかけてあるのは四国の沿岸、こういったところは

は、従来から問題にされておりました地盤沈下の地帯であります。同時にまた

台風風の常襲地帯でもあります。こういったところは、毎年の災害のためにあ

る効用をほとんど失いつつある。だから少し高い波がきまると堤防を越して

しまし、海岸護岸線を越してしまし、

次に、私が総理に伺いたいのは、それは先般建設大臣にも伺いましたが、

二十八年の大災害以来、一つの政府の慣行として、被害地がその復旧を非常

に急いでおるにかかわらず、予算の計上、また工事の進捗というものは、おおよ

そ三・五・二の比率でもってやる、こう

三

こういうことだから台風期になりますれば、住民は常に戦々きようきようとしておるというふうな状況でありまして、そういう点から考えてみて、その復旧もまた海岸線に対する工事の施行というものは、従来の方法ではだめだということでは、現地に行かれた方々は異口同音に言っておることである。また海岸の住民の人たちも、何と今までは違つた強いものつとりつばな海岸堤防を作つてもらいたいということが、切実な要求となつておるのであります。そういう点から、先ほど総理も、今回の災害の対策は伊勢湾同様にやるとおつしやつておるのでありますが、伊勢湾同様にやるといふ限りにおいては、この高潮対策事業も伊勢湾同様にやつてもらわなくては困るというのがわれわれの言ひ分でありまして、従つて具体的には、これら大阪湾を中心にした地盤沈下の地帯あるいは紀伊水道の台風常襲地帯、こういうところに対しては、伊勢湾同様の高潮対策事業を各省調整の上おやりになるという意思があまりすかどうか。伊勢湾台風の際には、伊勢湾等高潮対策事業という単独立法を設けて、そして所要予算を計上して今日に至つておる。それと同様の措置をおとりになる御意思があまりすかということをお尋ねします。

○池田国務大臣 大阪並びに東京の高潮対策、防潮堤の問題は、従来からも非常に問題になつております。そして従来からやつておることでもございまして、だから伊勢湾台風並みに一般の施策をやるといって、名古屋の沖の防潮堤と同じようにやるということにはなつていないように思います。今までやつていました東京、大阪の高潮対策

の分を、今後も継続してやつていくということは、大蔵大臣から私は聞いておるのであります。その場合において、一般におきましては補助率が四割になつておるのを、東京と大阪は三割にしておるようでありまして、それをどうするかという問題はまた結論が出ていない。東京、大阪の分は他の府県とは違つて、補助率あるいは進行程度とにらみ合わせまして今後検討するということに、今話し合ひでなつておると聞いております。私も、これは重大な問題でございまして、結論が出る時期には、その結論の出し方につきまして聞いてみようと思つております。ただいまのところ、そういう状況でございまして。

○濱地委員長 辻原さん、御相談ですが、もうあなたの持ち時間が五分過ぎ去つたのですが、一つよろしくお願いいたします。

○辻原委員 今総理は、ほんとうに通つて一べんの答弁をされたんですが、少なくとも日本の護岸といふのは、これは住民にとつては国防の第一線、国の守りの第一線です。あなた方は、国の守りは自衛隊なり軍備を増強しなければいかぬといふことで、多額の経費を費やされておられますが、そういうことよりは、少なくとも現実には毎年受ける損害から国民を守つてやるといふことに大いに国としては金を費やすべきだ、しかも大した金はかからない。思ひ切つて海岸護岸をやつたところで、軍備に投ぜられるほど大きな金を必要としない。しかもそれだけの価値があり、そういう必要がある。そういう意味から新しい観点に立つて、漁港は水産庁、港は運輸省その他の海岸堤防は建設省、こういう各省のばらばらのやり方ではなくて、国として責任をもつて一貫性のある工事を施行すべし。そのためには一つの例として伊勢湾の高潮対策事業があるではないか、だからこういう災害のにおりに、再び同じような災害を来たさぬといふ意味から、単なる改良、単なる関連工事といふことではなくて、もっと高い観点からやるべきである、こういうことを要求しておるのでありますけれども、総理の考え方は、どうも今までの災害復旧といったような点から一歩も出ておらないように考えますので、この機会に私は具体的に伺ひますが、将来海岸法等をも再検討して、統一のある護岸工事、統一のある高潮対策事業あるいは港湾、漁港、こういうものの整備をお考えになる用意はありませんか。

○池田国務大臣 高潮対策はやはりそのところとところによつて考慮していかなければなりません。もちろん高潮に對しましての防衛は、政府としては常に考へねばならない。今の大阪湾の問題につきましても、私は今まで通りでやるというのではないのでございまして、今の負担率の分につきましても研究を要するだろうといふ……（和歌山県はどうか）と呼ぶ者あり）和歌山県も大阪と大体同じように考へております。そこで補助率の問題、そして事業の進行の問題、事業の程度の問題等、いろいろな点がありますから、今後考へていくのでございまして、今まで通りでやるのだと言つておるんじゃない。やはり国の発展と同時に、高潮の損害が非常に莫大なことにはよく存じておりますから、それに適応

したような施策を今後やつていくというのであります。

○濱地委員長 角屋堅太郎君。

○角屋委員 私は池田総理大臣出席の機会に、時間的な制約もありますが、補正予算との関連の問題、今後の防災態勢整備の問題、治山治水十カ年計画との関連における海岸保全計画の問題、特に海岸保全の中で、今次災害から特徴的に出てくる高潮対策事業の問題、特例法の場合における激甚地指定の問題、あるいは中小企業、農林水産その他の災害実態に即応する災害対策の問題等、重点的な問題に触れながら池田総理大臣の所信をお伺ひをいたしたいと思ひます。

今次臨時国会は、申し上げるまでもなく、災害国会といふことで、六月の集中豪雨以来あるいは第二室戸台風、その後における二十四号台風等も含む本年度の累次にわたる全国的な大災害に對しまして、災害対策の万全を期すなければならぬといふところに、臨時国会の一つの焦点があつたことは御承知の通りであります。私もそれはさういふ意味から本特別委員会においても、連日災害対策の万全を期するために努力して参つたわけでありますが、本日総理の出席を得ましたので、この際総理から基本的な問題についてお伺ひをいたしたいと思ひます。

まず、過般衆議院を通過いたしました昭和三十六年度一般会計予算補正第一号との関連の問題であります。これは、補正予算の中に百四十九億の予算が組まれ、さらに災害査定未確定要素に備へて百二十億の予備費が含まれておるわけでありますけれども、私どもは、今次災害の態様からいたし

まして、今後の査定の進行、予算の全体的な問題から見ますと、さらに予算補正を必要とする事態が発生をしていくであろうといふことを予想いたしておるわけであります。もし、今後の具体的な災害対策の確定に伴つて予算の補正を必要とする場合においては、次の通常国会に必要な措置をとる、こういう考え方のもとにおいて今次災害に對処しておられるかどうか、総理大臣の誠意ある御答弁をまずお伺ひをいたしたいと思ひます。

○池田国務大臣 梅雨前線並びに第二室戸台風の災害復旧につきましましては、今次御審議願つております補正予算並びに予備費によつて大体まかなえるので、大蔵大臣から私は聞いております。私もさう感じております。従いまして、結果が出てどうなつたといふときは、そのときに考慮すべき問題と思ひます。

○角屋委員 これは今の総理の答弁のように、今後の予算の施行に伴つて、必要な場合においては善処する誠意があるように私どもは判断をいたしまして、第二の問題に入りたいと思ひます。第二の問題は、日本は申し上げるまでもなく、例年全国的な各地における災害の被災に苦しんでおるわけでありまして、何と申しまして、これら災害に對するところの十分なる体制の整備のためには、防災体制の整備が必要であります。今次国会には、政府から、伊勢湾台風の際に強く要望せられたところに基づいて、災害対策基本法案が提出されて参つておりますけれども、私どもは、この災害対策基本法案で十分万全な防災体制を含む災害の対策ができるかどうかということにつ

いは、大いなる疑問を持つわけであり、防災体制の中で、特に台風の襲来時において国民が最もたよりにするのは、気象の観測の問題であります。今日気象庁の機構については着々整備の過程にありますけれども、最近の気象観測の近代化の傾向に伴いまして、あるいはレーダー網の設置、その他無人ロボット観測器の問題、あるいはまた気象観測の航空機の問題等、やはり今後整備しなければならぬ問題がたゞさんございます。たとえレーダー気象観測の問題についても、今後富士山あるいは従来設置されていなかった、北海道の方面にも、明年度以降整備しようという気象庁の希望があるようにあります。ことに私も、今委員会においても問題にしておりまして、気象観測の場合における遠距離の気象観測の航空機観測については、今日では御承知の通り、米軍の観測にたよっておるのであります。これらの問題についても、気象庁、つまり、日本の独自の気象観測の体制において十分まかなっていき、こういう体制をすみやかに整備すべきではないか。気象観測の問題については、特に欠陥として私も考えますのは、いわゆる航空機観測について米軍の観測に依頼をしておる、これに気象観測時に出勤してもらって、その通報によって観測の万全の保全をやっていく、こういう体制にあるわけですが、これらの問題については、今後早急に気象庁独自の計画においてこれが実施される方向にいかねばなりませんし、また、レーダー網その他の機械体制の整備についても十分万全の措置を講ずるように、来年度においては積極的な予算措置が必要であらうかと思ひます。

また、災害対策基本法との関連の問題でありますけれども、やはり機動力というものが非常に重要であります。いわゆる国、県、市町村、末端の市町村までも含んだ災害時におけるところの無線連絡、あるいはまた各重点県におけるところのヘリコプター等の常設問題等もあわせ考えながら、災害の防犯体制について今後十分なる整備をしていくことが、日本の災害国の実態から見て必要なことではないか、こういうことを考えるわけですが、これらの防犯体制整備の問題について、総理の基本的な見解を承っておきたいと思ひます。

○池田内閣大臣 具体的問題について、こういふことはいろいろ考えられるのでございますが、基本的な考え方はあなたと同じであります。われわれは、できるだけそういう方向に向かって努力していきたいと思ひます。

○角屋委員 時間の関係もありますから、詳細な点についてのそれぞれの具体的な問題に対する見解については、さらに追及を避けたいと思ひます。要するに、この問題は非常に大きな問題でありますけれども、やはり防災体制の万全を期するということが、災害被害を未然に防ぐという意味から非常に重要であり、また、台風襲来時においては、国民は気象庁の観測を唯一のたよりにしておる実態から見ても、これは年次計画でいくよりも、単年度で必要最小限のものは整備するという熱意で、今後推進をしてもらいたいと思ひます。

次に、治山治水十カ年計画の問題であります。これは御承知の通り、一

昨年治山治水に関する特別措置法等ができて、特別会計等も設置され、いわゆる十カ年計画、しかも、それを前段、後段に分けて、治山治水それぞれの資金計画が立てられておるわけであり、数年間の災害の態様からして、建設大臣においても農林大臣等においても、この治山治水の十カ年計画の繰り上げ実施をやつていかねければならぬ段階にある、こういうことが述べられておるわけであり、これは今後の行政投資の重点をどこに置くか、こういう問題とも、御承知のように関連して参るわけであり、池田内閣は、かねて減税、社会保障、公共投資というようなことを言つておりましたが、日本の災害の態様からいいますと、ことにまた、住民との関係からいいますれば、治山治水という問題は、一刻も軽視できない政治的な重要な問題であらうかと思ひわけであり、数年間の災害の態様からいって、治山治水の十カ年計画については、これを繰り上げてでも積極的に実施をしていく、こういう心がまえが、明年度以降の予算問題についても必要なのでないか。さらに、先ほど辻原委員からも触れられた問題でありますけれども、これは治山治水の特別措置法が審議されるに、衆議院の農林水産委員会、建設委員会の連合審査の中で、附帯決議として、第三項に、海岸の保全についてのすみやかなる計画を策定し、治山治水と並行してこれを推進をしなければならぬというものが入つておるのであります。私も、山から河川までの問題について計画的な推進だけでは、災害に対する十分な防

災体制はできない、日本のような海岸

線の長いところにおいては、海岸保全の十カ年計画、それに必要な予算措置、こういうようなものを総合的に立てて、治山治水十カ年計画と海岸保全の十カ年計画とを相結合させながら、公共的な施設における防災体制を整備する、こういうことが今日急務な段階にきておるのではないかと。今日、海岸保全の問題については、御承知の通り、所管が運輸省、建設省、農林省三省にまたがっておりますから、こういう海岸保全十カ年計画等を作る場合においては、総理府に海岸保全審議会等を設け、全体的な予算作成については、三省の協力によって立てる、また、総合調整の中で計画的な推進をはかるということが必要であらうかと思ひわけであり、今災害の態様からいいますと、治山治水十カ年計画の積極的な繰り上げ推進、並びに明年度以降の実施の問題としては、これと相並行して海岸保全における十カ年計画を早期に策定し、海岸保全に対する万全な態勢を整備する、こういう熱意が政府に期待される問題であらうかと思ひますが、この点に対する池田総理の御見解を承りたいと思ひます。

○池田内閣大臣 治山治水十カ年計画で、約一兆円に近い数字が一応きめられておりますが、これで十分だとは私も考えておりません。財政の許す限り繰り上げていきたいと思ひます。

また、海岸の防災ですが、先ほど申し上げましたように、重要地帯と申しますか、鉱工業地帯におきましては、東京、大阪はやつております。また、その他のところでも、従来考えておる。しかし、最近の高潮対策等から考えまして、こういう点につきまして

も、政府は一段と工夫をこらしていきたいと思つております。

○角屋委員 これは総理に対する質問のときであります。いづれ建設、農林、それぞれの本特別委員会における審議の際に、各省の大臣から具体的、この問題に関連した御意見を後刻承つていきたいと思ひます。

そこで、先ほど辻原委員からも触れられた高潮対策に関する問題でありますけれども、私どもは、本年度の災害の態様から見て、本特別委員会に政府から提案されておる七つの特別立法、さらに今後、公立学校、私立学校等文教施設に対する特例法、あるいは漁船に対する特例法等が追つて出て参るようであり、これを追つて出で参るようして伊勢湾に準ずる措置をするということとは言えないというふうに判断をいたしておるわけであり、御承知の通り、伊勢湾の際には、二十七件に上る特別立法が制定されて各般の措置が講ぜられる、こういう態勢になったわけであり、しかも、海岸保全の問題に関連しては、先ほど御指摘のように、伊勢湾高潮対策に関する特別立法が実施をされて、そして愛知県、三重県における海岸の高潮対策に対する万全の措置をとるための工事が、今日実施をされて参つておるわけであり、伊勢湾の場合における建設省、農林省、運輸省等の、愛知県、三重県における具体的な予算内容についても私は持つておりますけれども、時間の関係上詳細は省略いたしますが、運輸省を見ましても、建設省を見ましても、あるいは農林省の漁港関係を見ましても、いわゆる災害復旧事業費に対する災害関連事業費は、ほぼ同等額あ

るいは場合によつてはそれ以上の額を占めておるのであります。これは積極的な高潮に対する改良復旧が行なわれた証左であります。しかも、この災害関連については、伊勢湾のときには八割の国庫助成が行なわれる、こういう特別措置が講ぜられて、今後、愛知、三重方面の伊勢湾に面する海岸地帯については、伊勢湾台風とほぼ同等の災害がくる場合においては、これに耐え得るであろうということが期待されておるのであります。私どもは、今次災害の場合、特に集中豪雨のときには静岡、愛知、三重方面を視察し、さらにまた、今回の第二室戸台風にあつては京都、奈良、大阪、和歌山方面を視察したものであります。特に高潮に関連した問題としては、和歌山、大阪方面を視察して、伊勢湾と同等な高潮対策の特例法を講ずる必要があるというところを痛感して参つたのであります。現実には、大阪からあるいは和歌山からも、この点は切実に訴えられておつたのであります。和歌山等においては、漁港といわず、港湾といわず、あるいは建設省関係の海岸といわず、並みにやられておる状況であり、また大阪方面でも、泉州海岸等においては、その事態が同様であります。さらに、兵庫、徳島方面に派遣の視察班によりまして、同様な災害の実態が本委員会に報告されておるのであります。

私どもは、そういう状況から見ても、今後海岸保全十カ年計画という恒久的な計画の推進を希望すると同時に、災害の起こつた機会に、やはり災害地の海岸線岸については、この機会に積極的な改良復旧を行なつて、高潮等を含み災害に対して十分なる態勢を整備できるといふことが、政治の恩情ある措置ではなからうかというふうに思うのであります。

ことに、和歌山に一例をとれば、連年の災害によつて県財政も非常な窮乏状態にある。これは多くの県においてもそうであろうかと思ひますが、そういう観点からいたしまして、政府が伊勢湾台風に準じた措置をするというならば、海岸保全の重要な項目である高潮に対して万全の措置をとるといふ態勢からいつても、伊勢湾と同様に高潮対策に対する特別立法を設け、積極的な改良復旧を実施して、今後第二室戸台風以上の台風がきて、十分海岸護岸として整備できるといふ施策をやるべきではないかと思ひますが、重ねて、この点について総理大臣の御見解を承つておきたいと思ひます。

○池田内務大臣 高潮対策につきましては、先ほど申し上げましたように、東京、大阪につきましては既定計画で進んでおります。これをどういふふう方に繰り上げるか、どういふふうなやり方にするか、今後研究いたしていくことになると思ひます。

その他の地域につきましては、具体的に問題を私は聞いておりませんが、先ほど申し上げましたように、高潮対策といふものは、日本の置かれた場合から申しまして重要なことではございません。十分検討を加えていきたいと思ひます。

○角屋委員 私は、最近石炭対策の問題で閣僚大臣が九州に行かれるということを知りました。実態を調査するといふことは、政治の施策を講ずるに重要なことだと思ひます。今度の集中豪雨以来、災害の激甚な県について、総

理大臣以下閣僚大臣の何人が災害の現地調査に行つたか、私どもは寡聞にして知らないものであります。建設大臣は、集中豪雨の際においても、あるいは第二室戸台風の場合においても、率先現地に行かれたことから、本特別委員会が設置されたときにも熱心に御出席になり、私どものいろいろな質問に対しても答えられたようでありまして、けれども、とにかく災害の場合においては、特に被災地の状況把握をし、それに基づいて災害に対する万全の措置を講ずるといふことが、為政者として非常に必要だと思ひます。率直に言うならば、被害の激甚な県については、総理大臣、あるいはいつも財布のひもを締めやすい大蔵大臣、こういったものが被災地のなまなましい現状を視察して、それに基づいて災害に対する措置をどう講ずべきか、こういったことにならなければ、視察に行つた閣僚各省の大臣からいろいろあつても、最後は金で締める、こういったことで、被災民の要求にこたえないということが出て参るのではないかと申す。これは、實情ではありせんけれども、災害のひどい場合における為政者の心がまえとして私は必要だと思ひます。現実には、現実にそういう被災民の視察に行つておらない状況から、大阪に頭を置いて他の府県はよくわかりませんが、という答えでは、誠意ある被災者に対する答弁とは申し上げられないと思ひます。高潮対策に対する特別立法の問題については、本特別委員会

の焦点の一つでありまして、私どもは、この問題については今後ともそれぞれ閣僚大臣の出席を求め、災害対策の前進のために、お互いに努力をしなければならぬ問題であると思ひます。次に、激甚地指定の問題であります。これは、災害対策基本法の中でも関係事項を設けて、激甚地の指定については、特に統一した見解に立つてやるようなことが書いてあります。災害ごとに特例法の問題が出てくれば、やはり恒久立法化するのが本筋であろうかと思ひます。従つて、激甚地指定の問題については、公共土木の問題、農林水産関係の問題、あるいは住宅関係の問題、学校関係の問題、あるいは金融関係の問題等、各般の問題についてそれぞれ激甚地指定の方式が違つておる。これらの問題については、地方公共団体が負担する性格のもの、個人の災害に及ぶものの態様を二つに分けて、どういふふうな形に激甚地指定をするのが最も合理的であり、最も災害対策上適切を得たものであるかという点について、来年度までの機会に、関係各省が従来の激甚地指定の基準、今後あるべき激甚地指定のあり方等について詳細なる検討を行ない、合理的な激甚地指定の基準を設け、いわゆる特例法等の法律の性格を恒久立法化する、そういう考え方が必要ではないかと思ひますが、これらの問題について総理の見解を承つておきたいと思ひます。

○池田内務大臣 災害府県に對しましては、近畿方面は建設大臣、また福岡、石川、富山、新潟県は法務大臣にお見舞に行つていただきました。いろいろ有益な報告を受け、示唆も受けました。

激甚地指定の問題は、いろいろむずかしい問題でございます。従来とておりました災害ごとの特別立法というこ

とが、日本のようにたびたびあるところでは、いかにも能がないと思ひます。災害対策基本法を二応作りまして、お話のように、次の通常国会までに、激甚地指定に對します考案方等の規定を設けることで今努力いたしておるのであります。

○角屋委員 具体的な数点の問題について触れたいと思ひます。

まず中小企業関係の金融の問題であります。この問題は、本特別委員会でもすでに触れられておる問題であります。いいながら、中小企業に対する金融の問題については、たとえば個人に対する伊勢湾台風の百万が今度五十万円になつておる。あるいは従来の団体に対する三百万が百五十万円になつておる。こういう問題等がありまして、いわゆる年末金融等も含む三十五億の金融については、災害額に對しては、大体五十億を予定しておる。さらに必要があるならば今後増額を考へたいということでありまして、中小企業に對する金融のうちで、伊勢湾に對する金で出しておる法律案の中の五十万、百五十万の点については、伊勢湾に準じて改正するのが当然であろう。こういうことが委員会の意見として出て参つておられます。また全体の総括として、これはもつと現地の実情に即して増額を考へてもらわなければならない。ことに今度は、いわゆる産業の中心である大阪を中心に和歌山に延び、兵庫に延び、さらにまた北陸の福井、新潟等では、中小企業の被害が相当の額に上つておるという実態からいたしまして、私は伊勢湾に準

じた措置に前進させるのが当然であらうかと思いますが、災害額の問題と関連して、この点についての総理の見解を承っておきたいと思ひます。

○池田国務大臣 経過は存じませんが、百万と三百万になつてゐると聞いております。『いつそやうなつたんだ』と呼ぶ者あり。そういうことになつたようであります。

それから、災害のための融資五十億というのは、一応五十億にいたしておきます。しかし、大蔵大臣が答へたごとく、事情の調査によりましてぜひ増額を必要とするものがあるならば、これをふやすのに何らやぶさかではございません。われわれは常にそれを積極的に見ながら、一般の融資と災害の融資とで一応三百五十億といたしておるのであります。今後の情勢によりまして考えるのにやぶさかではございません。

○角屋委員 農林水産関係の問題についても、詳細に述べればいろいろありますけれども、特に私は大阪、和歌山、京都、奈良方面を視察して、果樹の被害が非常に多いのに驚いたのであります。御承知の通り、政府は農業基本法等を作りまして、今後の選択的拡大の中では果樹、畜産をいわゆる成長財と見ておる。こういう成長財と見られておる果樹の問題について、主要な果樹生産県であるこれらの県における深刻な被害が現実に出ておる。従来果樹に対する災害対策としては、凍霜害等若干のことがやられておりましたが、これはスズメの涙ほどでありました。また政府は、やもすれば果樹共済を考へるというのを隠れみのにして、果樹に対する万全な態勢をと

ろうとしない、こういう状況に相なつておるわけでありまして。私も、今後の農林水産関係における重要な要素である果樹園芸方面に対する災害対策については、特に被害の深刻な状況からいたしまして、今次特別委員会においては、従来のきわめて強固的な対策を大きく前進をさせて、果樹あるいは園芸方面に対しても、積極的な助成その他の措置をとるべきではないか、こう考へてゐるわけでありまして、総理のこの方面に対する御方針を重ねてお伺ひしておきたいと思ひます。

○池田国務大臣 方向としては、果樹園芸は今後の農村の重大な産業になつてくるのであります。従来この点につきましても、施策は、やはり米麦中心であつたために不十分であつたことを認めます。今回の災害につきましても、天災融資法あるいは農林漁業金融公庫等を通じて融資いたしたいと思ひますが、単なる融資だけでなく、私どももいたしまして、果樹に対しましての災害救済については、やはりもつと検討を加えていかなければならぬかと思つております。

○角屋委員 さつきも言われましたように、今度の第二室戸台風等の災害の態様は、これは貧乏台風だといふふうにいわれてゐる。現実に災害地を回りにいってその感を深くするわけでありまして、特に住宅等の問題に対する万全の態勢を整備することも非常に重要な問題であります。いわゆる災害救助法発動地域における応急仮設住宅の問題、さらには第二種公営住宅の問題、さらには住宅金融公庫から出るところの災害金融ワクの額の問題、いろいろな問題を住宅問題については含んでゐるわけ

でありますけれども、たとえば新潟等の問題をとらえまして、豪雪、集中豪雨、地震あるいはまた今次第二室戸台風といふふうには何回となく災害を受けている被災県から、住宅金融公庫等という取引をする場合に、やもすれば業務が煩瑣であつてなかなか被災民の要請にこたえてくれない、これらの被害激甚地においては、市町村等が一本でこれらの問題を取り扱うといふことも行政的に考へるべきではないかと思ひます。政府におかれましては、住宅等の災害の悲惨な状況からいひまして、応急仮設住宅あるいは第二種公営住宅あるいは住宅金融公庫等の災害融資ワク等の問題も含めて、具体的に被災民の要請に沿うように措置すべきではないかと思ひますが、いかがでありますか。

○池田国務大臣 理想をいたしましてはお話の通りでございます。従来いろいろな災害のときに、商工中金からの貸付等は商工会あるいは商工会議所に一括して出し、そのやり方は責任者が出すというやり方をしておりました。住宅等につきましても、普通の商業資金とは違つたのでございますが、お話のような点は将来研究すべきことだと思ひます。

○濱地委員長 角屋さん、ちよつと申し上げますが、あなたの持ち時間はもうすでに二分過ぎておりますけれども、さらに三分過ぎ申し上げます。

○角屋委員 次に、学校関係の災害、それから社会福祉施設や文化財等の問題も含めてありますけれども、これは非常に大きな問題であります。重要な問題であります。私は、本特別委

員会においても、文化財の問題については数次にわたつて触れたのであります。が、今度の第二室戸台風の中では、御承知のように、京都であるとか、奈良であるとか、滋賀とかいう方面の昔からの文化財が相当にいたんでおります。私も、やはり民族の歴史的遺産としての文化財は、防災面においても積極的に行なうべきであらう、災害が生じた場合における災害復旧においても金を惜しんではいないといふふうには思ひます。私どもは、京都、奈良方面の現地の東大寺その他の問題についても視察して参りましたが、昔の姿で保存をして、荒廃した状況になつてゐるのではなくて、もつとこういう歴史遺産については積極的にやはり政府としても考へていく、重要な文化財等についても、防災面あるいは災害の場合における積極的な災害対策面、ことにこういう問題については、この技術者といふのはなかなか専門的なものが要るのであつて、特別なところの技術者等の将来の養成というものも含めて、なかなかきめ細かい問題でありますけれども、十分文化財の保護について考へていかなければならぬのではないかとことを痛感します。また学校関係の問題については、伊勢湾台風の際にも文部省の査定が非常にきびしい、ことにゼロ地帯以下の学校の災害復旧については、いわゆる避難地といふことも考へて、積極的に鉄筋コンクリート化しなければならぬのではないかと、そういうことを私は強く強調いたしまして、伊勢湾の際には数億の予算増額がなされて査定の手直しなども行なわれたのであり

ます。私も、今度の第二室戸台風の災害の実態から申しまして、学校被害は、少なくとも五十億以上の、伊勢湾台風と匹敵するような額に上つてゐることを承知しております。具体的に学校の被災状況等についても視察をいたしました。が、いわゆる全壊等の災害復旧は、小中学校等においては、特にいわゆる青少年の教育の場でありまして、鉄筋化を原則として災害復旧をすることはもちろん必要でありまして、この際、学校復旧あるいは文化財等の問題については、きわめて大きな問題でありますけれども、将来の問題としてはやはり重要な問題でありまして、こういう問題について現実に行進してゐる過程において不十分な点があるならば、いわゆる総理の方針に基づいて積極的に手直し等も考へてやつてもらいたいと思ひますが、いかがでございますか。

○池田国務大臣 伊勢湾台風のときにはお話のような状況でございまして、海岸地帯は鉄筋を建築することになつております。その後、海岸地帯の住宅等につきましても、できるだけ不燃性の鉄筋ということにいたしておりました。その方針は今後も続けて参ります。

それから重要文化財の保守その他災害対策、これは私も最も気を使つてゐるところです。わが国の誇りでございまして、これにつきましては私はだれよりも一番熱心な一人であるといふことをここで申し上げておく次第であります。

○角屋委員 最後に、時間の関係もありませんので、小災害対策あるいは災害予算の今後の問題については冒頭に触

れましたけれども、小災害の問題については、これはなかなかきめのこまかい問題でありまして、今回の起債の特例等においては、伊勢湾台風の際における建設関係の小災害についての問題をこれを削る、あるいは文教関係における小災害をこれを削る、こういう形で起債の特例等が出て参つておるわけでありまして、私どもは、いわゆる特例法の適用に入らない小災害が——災害が大きければ大きいほど広範囲にこれが存在をしておる、こういう状況からいたしまして、地方財政あるいは被災民、こういうふうな関連からいたしまして、小災害については、特に公共土木といわず、農林水産関係といわず、あるいは文教関係といわず、きめのこまかいあたりの対策が必要ではないか、この点については伊勢湾台風以下の考え方が今次特例法として出されておるわけでありまして、これららの問題についてはいづれ特別委員会でも前進をしなければならぬかと思ひますが、小災害等のきめのこまかい問題に対する総理の御見解を承つておきたいと思ひます。

○池田国務大臣 災害復旧につきまして常に問題になる点でございます。今回の災害におきまして、伊勢湾台風と大体同様な方向で起債で認め、平衡交付金でこれを補い、そして小災害につきましても万全の措置をとるようにならなければならないと思ひます。

○角屋委員 時間の関係上私はこれをもちて質問を終わりたいと思ひますけれども、冒頭から申し上げておりますように、災害国である日本の防災体制の整備、あるいは災害国に対する公共関係、個人災害を含めての災害対策の

で、一つ誠意を持った御決意を承りたい、かように思ひます。

○池田国務大臣 大阪方面の高潮対策につきましては、ただいま私がお答え申し上げた通りでございます。政府におきましても、従来のことを考え、また今後のことも頭に入れて検討を続けておる状況であるのであります。

○玉置委員 ぜひとも多数の方々のお要望におこたえをいただきたい、かように思ひます。

次に、今回の災害の経験にかんがみまして、先ほどもお話がございましたが、安全な避難場所と患者の収容所を確保するために、学校並びに公立の病院等はすべて耐火耐震の永久構造でなければならぬというところは、痛切に考えられたこととあります。次には、いやというほどその脆弱性を見せつけられました公営住宅、戦後の、安からり、あるいはまずかろうでは、もうすでに時代が進むのではないかと、できるだけこれも永久もしくは永久構造物に一つ建て直していただきたいと思ひのであります。そこで、総理にお伺ひいたしたいのは、今年度災害のために被災いたしました学校、病院、公民館というような公共の建造物の復旧は、改良復旧を加味いたしました、そういうような永久構造物に直すお考えがございませうか。あるいは来年度からの学校、公立病院、それから公民館等の公共建造物は、全部でいえば永久建造物にしていただきたい。なお、公営住宅もなし得る限りそういう意味のやり方によつていただくことができないかどうか、総理のお答えをいただきたいと思ひます。

○池田国務大臣 その方向で前もいつております。今後ますますそういう気持ちでいたしたいと思ひます。

○玉置委員 よろしくお願ひしたいのであります。最後に、先ほどもお話がございました個人被害に対する救済措置でございます。今次の災害が、先ほどのお話のごとく、個人災害が非常に多い。ことに恵まれざる人々にこの例が顕著であるというところもわかるわけでありまして。従来公共事業の復旧に力を入れておいて、被災者個人の救済も、今後こういう被災者個人の救済という点も考慮していただいて、総理のいつもおっしゃいます社会福祉国家の建設という意味におきましても、具体的には、ばつぱり取り上げていただかなければならぬのではないかと、かように思ひます。そこで、いろいろむずかしい問題はありますが、私の方から一つ試案を提案したいと思ひます。それは、御承知と思いますが、農業災害保険の方です。全農家の約半数くらいが、十二年か十三年間にわたりました、風水害を入れた火災保険を実施しております。こういう問題を中小企業や一般庶民にお広めいただくことによりまして、相互救済といふことが非常にやりやすくなるのではないかと、その中のボーダー・ライン以下の方々に対する措置を政府がよくお考えいただいたらよいのではないかと、かように思ひます。今後御検討いただくお心持があるかどうかということ、第二点といたしましては、先ほど総理からもお答えがございましたが、農家の果樹の被害その他が非常に多いのでございます。農業基本法に

約束されておるわけです。現在、農業災害補償法が国会で改正の議に上つておるわけでありまして、いまだ米麦、家畜等を中心にしたままだけで、こういった果樹その他にまで及んでおりません。従つて、真の意味の生活保障といふところまではこぎつけておらないわけでありまして、これも、農業基本法の精神から申しまして、そこまで内容を充実するといふことがこの際非常に必要ではないかと、この二点につきまして総理のお答えをいただきたいと思ひます。

○池田国務大臣 農家の家屋の保険につきましては、お話の通り、以前から行なわれておることを聞いております。ただ、風水害における一般中小企業、漁民の方々の家屋の損害保険、また、火災でなしに、風水害の商品の損害保険といふことにつきましては、保険の性質上相当研究すべき点があると思ひますが、しかし、日本のような場合におきましては、一つの研究題目としてこれは考えていかなければならぬ問題と思ひます。

それから第二の果樹の保険につきまして、これは今後果樹が非常に盛んになつていく場合におきましては、今のように米麦とか家畜だけでなしに、果樹につきましても考えなければならぬのじゃないか。今までの米麦等の保険の欠点を補いながら、また果樹特有の保険機構といふものを考えまして、検討していかねばならぬ問題だと思ひます。

○玉置委員 自余の問題は、時間がございせんので、各大臣あるいは政府委員の方々にお伺ひいたすことにいたします。私の質問を終わります。

○池田国務大臣 農家の家屋の保険につきましては、お話の通り、以前から行なわれておることを聞いております。ただ、風水害における一般中小企業、漁民の方々の家屋の損害保険、また、火災でなしに、風水害の商品の損害保険といふことにつきましては、保険の性質上相当研究すべき点があると思ひますが、しかし、日本のような場合におきましては、一つの研究題目としてこれは考えていかなければならぬ問題と思ひます。

それから第二の果樹の保険につきまして、これは今後果樹が非常に盛んになつていく場合におきましては、今のように米麦とか家畜だけでなしに、果樹につきましても考えなければならぬのじゃないか。今までの米麦等の保険の欠点を補いながら、また果樹特有の保険機構といふものを考えまして、検討していかねばならぬ問題だと思ひます。

○池田国務大臣 農家の家屋の保険につきましては、お話の通り、以前から行なわれておることを聞いております。ただ、風水害における一般中小企業、漁民の方々の家屋の損害保険、また、火災でなしに、風水害の商品の損害保険といふことにつきましては、保険の性質上相当研究すべき点があると思ひますが、しかし、日本のような場合におきましては、一つの研究題目としてこれは考えていかなければならぬ問題と思ひます。

それから第二の果樹の保険につきまして、これは今後果樹が非常に盛んになつていく場合におきましては、今のように米麦とか家畜だけでなしに、果樹につきましても考えなければならぬのじゃないか。今までの米麦等の保険の欠点を補いながら、また果樹特有の保険機構といふものを考えまして、検討していかねばならぬ問題だと思ひます。

○玉置委員 自余の問題は、時間がございせんので、各大臣あるいは政府委員の方々にお伺ひいたすことにいたします。私の質問を終わります。

○池田国務大臣 農家の家屋の保険につきましては、お話の通り、以前から行なわれておることを聞いております。ただ、風水害における一般中小企業、漁民の方々の家屋の損害保険、また、火災でなしに、風水害の商品の損害保険といふことにつきましては、保険の性質上相当研究すべき点があると思ひますが、しかし、日本のような場合におきましては、一つの研究題目としてこれは考えていかなければならぬ問題と思ひます。

それから第二の果樹の保険につきまして、これは今後果樹が非常に盛んになつていく場合におきましては、今のように米麦とか家畜だけでなしに、果樹につきましても考えなければならぬのじゃないか。今までの米麦等の保険の欠点を補いながら、また果樹特有の保険機構といふものを考えまして、検討していかねばならぬ問題だと思ひます。

○濱地委員長 原田憲君。

○原田委員 私は、総理に一点にまめてお伺いしたいと思うのでございますが、ただいま開かれておる国会は、一番大きな理由は、こゝし受けた災害に対する施策をどうするかということに開かれておるのでございます。これに対して、日本の行政を総括される総理の宰相としての心がまえを、一つお伺いしたいと思うのでございますが、あなたが考え、私どもが推進して参りました、この日本の国で完全雇用を現出して、福祉国家を作り上げよう、この手段としての所得倍増計画を進めていく上に、一番大きな障害となるのが災害でございます。これが重なるなら、これは根っこからゆらいでしまふ、つぶれてしまふ。この災害に対して、いろいろなことを総理もすでに本会議場でも所信を表明されておりますが、私は、この災害の中で、特に政府が心を入れていかなければならないと思うのは、日本の国は御案内のように海国で、海岸線が多い。よき港湾に恵まれておる。これが立地条件として経済の成長に非常に役立つことは、総理も常におっしゃっておる通りであります。現に日本の四大工業地帯、経済の中心地帯であるところの大きな工業地帯は、全部港湾に面したところの地帯であります。こういう重要な地帯に大きな災害が発生した場合には、いわゆる所得倍増計画というものは根本からゆらいでしまふ。さきに伊勢湾台風がおとしやうて参りました。その際に、総理は通産大臣でございまして、大蔵大臣を兼ねておられ、さうさく現地へ乗り込んでいかれて、皆さん、心配要らぬ、融資が必要ならさし

ずめ百億の金は出しておこう、こういうふうに激励されて、民心を鼓舞された。こういう結果が非常にいい結果となつて、政府もさうであれば、われわれ立法院も、あるいは市町村までも一心不乱になりまして、災害の被害対策だけではない、防災、これから起こらないようにという意味で、特別立法をやつて、高率の分割の補助をし、その成果が現われて、さきごろ私はテレビを見ておりましたら、名古屋では六十万の人が出て名古屋祭りをやっております。これが善政であり、これが政治であります。今度の室戸台風あるいはこゝし起きた集中豪雨というものに關しまして、私は一点に集約いたしまして、高潮対策についてお尋ねをいたしたいと思つてございまして、先ほど辻原委員あるいは玉置委員、角屋委員にお答へになっておりますから、重複するようでございますが、もう少し突っ込んで御答弁をちょうだいいたしたいと思つております。

それは、大阪の高潮対策に二つあります。いわゆる、先ほどから総理が言われております、事業を続けておるところの大阪市内のかさ上げ工事というものと、それから和歌山県、徳島県、兵庫県、大阪府下、これに起きた兵隊、二つの問題がございまして、まず最初に、大阪市内の災害について申し上げたい。私は災害と思つておりますが、災害でないという議論はもういたさうと思ひませんが、これに対して、先ほど総理は、辻原君の質問中に、工事を繰り上げてやつていくやうに、工事を言うておる。なお、補助率もこれでいいかどうかということも検討してみたい、こゝおっしゃつておりました。

た。なお、それぞれの関係各省の大臣が話をするときには、私が口を出してみてもよいということをおっしゃつておつたのでございまして、私は、一歩進んで、こういう災害のときには、各省の大臣がやる前に、総理は、こゝしう点はこゝすべきであるという御指示を賜つてよいものではないか、こゝしうに私は考えるのでございまして、いかがでございませうか。

○池田国務大臣 各省大臣の所管に属することでございます。やはりさういふ人の衆知を集めて相談した方が――私はさうとてありますから、あまり先走つてやることはどうかと思ひます。

○原田委員 しろうと、しろうととおっしゃいますけれども、総理はもうくろりとあります。あらゆることをよく御存じなんです。そこで、私の申し上げたいのは、今の大阪のかさ上げ工事を繰り上げてやつていく、これだけは安心をしない。民心を安めること、これが政治なんです。これだけのことをやっています、この国会でこれをやりました、こゝしうことで安心してくるのではありません。そこで、このために、災害に際して、大阪では一番大きな問題の高潮対策に対して、あの工事だけで四百億ほどですが、そのうち、三十四年から始まつて三十四、三十五、三十六と、今まで済んでおるのがわずかに十六億ほど、港湾に關して三、四億金が出ておると思ひます。これでは二十年たつてもやれるかやれないかといふことです。その二十年間に何べん台風が来るかわからぬ。毎年日本にの国に來ることはきまつておる。これ

は災害であつたら三・五・二の比率でやつていく、だから、それと同じように計画を立て、補助率も高めてやつていく、こゝしうことで御指示を願ふことが、私は政治だと思う。いかがですか。

○池田国務大臣 先ほどお答へした通りでございます。十分所管各省で検討いたしまして、また、大阪府とも相談いたしましてやつていきたいと思ひます。

○原田委員 ただいま各省大臣とも相談し、大阪府ともよく相談してやつていくということをおっしゃつていただきましたので、それ以上のことは私は申し上げたくないのでございまして、要するに、この国会は災害国会である。この国会の間にすべてのものを解決していく、こゝしう建前でおやり下さるもの、こゝし承知をいたしまして、この点はこれでおきます。

続いて、大阪府下、それから兵庫県、和歌山、徳島、これらに起つておるところの災害は、伊勢湾台風とちつとも変わらないのです。大きな違いはないです。それに対して伊勢湾並みの施策をやらなかったら、これは国民の中に不公平じゃないかという心理が生まれてきます。これらについて、よく関係各省に指示していただきまして、不公平の起らないやうにやつていけといふことを御指示下さるやうにお願い申し上げます。

私はこれでけつこうです。

○濱地委員長 内閣総理大臣に対する質疑は終わりました。

次会は、明十八日午前十時より開会し、主として農林省関係の法案について審査することといたします。

本日は、これにて散会いたします。
午後四時二十分散会

昭和三十六年十月十九日印刷

昭和三十六年十月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局